

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

507 収用手続保留地の買取り

【照会要旨】

公園事業について、土地収用法の事業認定の告示があったが、その告示とあわせて起業地の一部について収用の手続保留の告示が行われた。

ところで、今回予算措置があったので手続保留地についても、買い取りたいと考えている。

手続保留のままの用地について買取りをした場合には、その買取りについて、収用等の場合の課税の特例の適用があるか。

【回答要旨】

収用の手続保留の告示（土地収用法第33条）は、事業認定処分であった事実そのものまで否定するものではないと解されているから、手続保留のままの土地の買取りについても収用等の場合の課税の特例は適用される。

【関係法令通達】

措規 14⑦二

土地収用法 31～34の6